

事務連絡
平成24年6月27日

各都道府縣市町村担当課 御中

総務省自治行政局市町村体制整備課

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例
に関する法律の一部を改正する法律の施行について

東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第36号。以下「改正法」という。）は、平成24年6月27日に公布（同日施行）されました。

東日本大震災に伴う合併市町村に係る地方債の特例に関する法律（平成23年法律第102号）第2条に規定する、平成23年度において旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「旧合併特例法」という。）第11条の2第1項の規定により地方債を起すことができる合併市町村であって東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災財特法」という。）第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする合併市町村は、別添1のとおりです。

また、平成23年度において合併推進債を発行することができる合併市町村であって東日本大震災財特法第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体又は同条第3項に規定する特定被災区域をその区域とする合併市町村は、別添2のとおりです。

なお、市町村合併特例事業は市町村建設計画に基づく事業であるとされていることから、合併市町村が合併年度及びこれに続く10年度に加えて11年度以降も合併特例事業を実施することとする場合には、その計画期間等について旧合併特例法第5条に規定する手続により市町村建設計画を変更する必要があることに留意ください。

貴課におかれては、上記に示した事項に留意の上、改正法の趣旨を踏まえ、関係手続等施行が円滑に行われるよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

**合併特例債が発行可能な合併市町村のうち
特定被災地方公共団体であるもの又は特定被災区域をその区域とするもの**

平成24年2月22日現在

都道府県	市町村	計
北海道	八雲町	1
青森県	八戸市 上北郡おいらせ町	2
岩手県	盛岡市 宮古市 大船渡市 花巻市 久慈市 遠野市 一関市 二戸市 八幡平市 奥州市 和賀郡西和賀町 九戸郡洋野町	12
宮城県	石巻市 気仙沼市 登米市 栗原市 東松島市 大崎市 加美郡加美町 遠田郡美里町 本吉郡南三陸町	9
福島県	会津若松市 白河市 須賀川市 喜多方市 二本松市 田村市 南相馬市 伊達市 南会津郡南会津町 大沼郡会津美里町	10
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 下妻市 常総市 常陸太田市 笠間市 取手市 つくば市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡城里町	25
栃木県	佐野市 大田原市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 那須郡那珂川町	6
千葉県	野田市 成田市 旭市 柏市 匝瑳市 香取市 山武市 山武郡横芝光町	8
新潟県	十日町市 上越市	2
全国計		75

**合併推進債が発行可能な合併市町村のうち
特定被災地方公共団体であるもの又は特定被災区域をその区域とするもの**

平成24年2月22日現在

都道府県	市町村	計
岩手県	宮古市	1
宮城県	気仙沼市	1
福島県	福島市 本宮市	2
栃木県	宇都宮市 真岡市	2
埼玉県	久喜市	1
千葉県	印西市	1
全国計		8